

1 公務災害及び通勤災害認定請求にかかる添付書類一覧表

			診断書（原本）	現認書又は事実証明書	現場見取り図	災害発生状況図	出勤簿の写し	時間外勤務命令簿の写し	出張・外勤命令簿の写し	承諾書	経路図	通勤届の写し	通勤経路・手段相違申立書	膝部痛・肩部痛事案報告書 災害性の原因による腰痛・頸部痛	災害発生状況写真	取扱物の写真	共済組合照会回答	既往病歴申立書	療養状況一覧表	健康診断記録簿	交通事故証明書（原本）	事故発生状況報告書	第三者行為災害届	誓約書	確約書又は確約書入手不能理由書	示談締結事前報告書	示談書の写	示談結果報告書	受診医療機関報告書兼転医届	転医届	そ の 他 必 要 書 類 等															
支部様式番号				1 2		3				24			27	21	4				23	29			26	5	6	9 10	12		28	25	14															
公 務 災 害	負 傷	①勤務時間中	○	○	○	○	○			○																																				
		②時間外勤務中	○	○	○	○	○	○		○																																				
		③出張（外勤）中	○	○	○	○	○		○	○	△																							経路上の場合は経路図、出張・外勤命令簿がない場合は外勤証明書												
		④出勤又は退勤途上 （※注5の場合）	○	○	○	○	○	※1		○	○	○	△																					地図のコピーに通勤届経路を赤線、当日の事故現場までの経路を青線で記入												
		⑤交代制勤務中	○	○	○	○	○			○																									ローテーション表の写し（余白に当日の勤務時間を記入）											
		⑥血液汚染事故	○	○	○	○	○			○																										事故直後の血液検査結果										
		⑦研修・訓練中	○	○	○	○	○			○																										研修・訓練実施に関する文書の写し										
		⑧レクリエーション参加中	○	○	○	○	○			○																										①主催者が確認できる開催要領 ②実施に係る起案の写し										
	疾 病	①腰痛・頸部痛・膝部痛・肩部痛	○	○	○	○	○			○				○	○	△	○	○	○																	取扱物がある場合は写真を添付（※注6）										
		交通事故による場合	○	○	○	○	○			○					○		※4	○	○		○	○																								
		②心・血管、脳血管、精神疾患	○	○	○	○	○			○								○	○	○	○																別途、追加調査あり									
		③一般疾病	○	○	○	○	○			○									○	○	○	○																								
通 勤 災 害	負 傷	○	○	○	○	○	※1		○	○	○	△																						地図のコピーに通勤届経路を赤線、当日の事故現場までの経路を青線で記入（※注6）												
疾 病	①腰痛・頸部痛・膝部痛・肩部痛	○	○	○	○	○			○				○	○	△	○	○	○																												
	交通事故による場合	○	○	○	○	○			○					○		※4	○	○		○	○																									
	②一般疾病	○	○	○	○	○			○									○	○	○	○																									
上記が第三者加害（示談先行）の場合															○									○	○		※2	※3	※3				上記の他に左記の書類を添付（以下同じ）													
上記が第三者加害（補償先行）の場合															○									○	○	○	※2	※3						同一事故で2名以上請求をする場合、事故証明書原本は1通でよい。但し、コピーの添付は必要												
上記が交通事故の場合														○							○	○																								
上記が転医している場合																														○	△	医師の指示に基づく転医は14号転医届														
常勤的非常勤職員の場合																																		上記の他に、①災害発生日の前13か月からの出勤簿、②その期間の辞令を添付												

- ※1
- ※2
- ※3
- ※4
- △
- 超勤のための出退勤途上の災害の場合
- 第三者と示談を締結する前に提出（認定請求時は不要）
- 第三者と示談を締結した後に提出（認定請求時は不要）
- 補償先行時
- 必要に応じて提出

※ 公務（通勤）災害認定請求時に既に治ゆしている場合は、
治ゆ報告書（支部様式13）も添付してください。

注1 災害発生状況写真は、①交通事故の場合、事故現場付近の様子（信号、標識、センターライン、停止線、カーブミラーの有無、幅員等）がよくわかるように色々な方向から撮影したものを、②腰痛・頸部痛・肩部痛の場合には、負傷時前後を再現した4～5枚の連続写真を添付してください。

注2 この表は、基本的な必要書類をまとめたものですので、発生状況や公務遂行性が不明確な場合、これ以外の資料をお願いすることがあります。

注3 レクリエーション参加中の災害及び心・血管及び脳血管疾患の場合は、本表の書類を提出いただいた後、その記載内容に基づいて追加資料の提出をお願いすることになります。

注4 公務災害・通勤災害認定請求時には、担当者は個人情報利用目的明示文書を請求者にお渡し下さい。

注5 次に掲げる出勤又は退勤の途上にある場合（合理的経路若しくは方法によらない場合又は遅刻若しくは早退の状態にある場合を除く。）に発生した負傷及び疾病は、通勤災害ではなく公務災害となります。

- （1）公務運営上の必要により特定の交通機関によって出勤又は退勤することを強制されている場合の出勤又は退勤の途上
- （2）突発事故その他これに類する緊急用務のため、直ちに又はあらかじめ出勤することを命ぜられた場合の出勤又は当該退勤の途上
- （3）午後10時から翌日の午前7時30分までの間に開始する勤務に就くことを命ぜられた場合の出勤の途上
- （4）午後10時から翌日の午前5時までの間に勤務が終了した場合の退勤の途上
- （5）宿日直勤務を命ぜられ、直接当該勤務に就くため出勤し、又は当該勤務を終了して退勤する場合の出勤又は退勤の途上
- （6）引き続いて24時間以上となった勤務が終了した場合の退勤の途上
- （7）地方公務員法第24条第6項の規定に基づく条例に規定する勤務を要しない日及びこれに相当する日（以下、「勤務を要しない日」という。）に特に勤務することを命ぜられた場合の出勤又は退勤の途上
- （8）国民の祝日に関する法律に規定する休日及び年末年始の休日に特に勤務することを命ぜられた場合（交替制勤務者等でその日に当然に勤務することとなっている場合を除く。）の出勤又は退勤の途上
- （9）勤務を要しない日とされていた日に勤務時間の割り振りが変更されたことにより勤務することとなった場合（交替制勤務者等にあつては、その日前1週間以内に變更された場合に限る。）の出勤又は退勤の途上
- （10）（1）から（9）までに掲げる場合の出勤又は退勤に準ずると認められる出勤又は退勤等特別の事情の下にある場合の出勤又は退勤の途上
この場合の「準ずると認められる出勤又は退勤」に該当するものとしては、
 - ア 通常の勤務が終了した後、引き続き4時間以上の時間外勤務に服した場合の退勤途上
 - イ 特に命じられて1時間以上早く出勤する場合の出勤途上
 - ウ いわゆる異常な時間帯（午後10時から翌日の午前5時まで）を3時間以上含む勤務終了後の退勤途上等がある。

注6 打撲等、症状が軽微なもの、被災と傷病との因果関係が明らかである場合を除きます。

また、他部位の負傷であっても、災害発生状況等を詳細に確認する必要がある場合は提出をお願いすることがあります。

提出していただく文書等に記載されている個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

なお、今回提出いただく文書等に関連して、後日、追加して必要文書等を提出いただく場合においても、当該文書等に記載された個人情報の利用目的は、下記のとおりです。

記

地方公務員災害補償基金における個人情報の利用目的

地方公務員災害補償基金は、取得した個人情報について、地方公務員等の公務災害及び通勤災害の認定、補償及び福祉事業の実施、不服申立てに係る審査、訴訟追行、第三者加害事案に係る求償・免責、災害補償統計の作成のために利用いたします。